

2020年5月25日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
社会保険診療報酬支払基金新潟支部審査委員会
新潟県国民健康保険診療報酬審査委員会

新潟県保険医会
会長 高畑 與四夫

審査の柔軟な対応を求める要望書

国民の医療確保に対する貴職のご尽力に敬意を表します。

私ども新潟県保険医会は、新潟県下で開業し、日々地域医療に邁進する医科・歯科保険医1,060人で構成する団体です。

さて、本年4月の診療報酬改定に向けた厚労省の改定説明会（3月5日の技官会議）、並びに各医療機関に改定内容の説明を行う地方厚生局の集団指導が次々と中止されるなか、今次改定は実施されました。

改定内容について、これまでの集団指導に代え、今年度は動画配信により伝達を行いましたが、周知不足は否めず、医療現場は混乱をきたしています。更に医科レセプト摘要欄に1,700余りの項目で選択式コードが新設され、「年月日」などは運用通知で定める事項以上の入力を強い、事務負担が増大しています。

加えて、保険医療機関が新型コロナウイルス感染症の対応や診療に追われている中で、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」の事務連絡が相次いで発出され、保険請求に関し、こちらも正確な周知には至らず、医療界に大混乱をもたらしています。

かかる状況下で、医療現場の事務負担を軽減し、新型コロナウイルス禍収束に向け、患者の診療を最優先できる体制が確保できるよう、下記の事項を要望します。

記

- 一、今次改定で運用の変更が行われた点数表項目及び新たに求められているレセプト記載事項について、新型コロナウイルス禍が収束するまでの間は、不備があったとしても直ちに査定とせず、教育的返戻にとどめること。その旨を支払基金・国保連合会に速やかに通達すること。

以上